

生 第 788 号
令和 6 年 3 月 11 日

一 般 廃 棄 物 処 理 業 許 可 証

複 写

男鹿市船越字内子 294 番地
男鹿清掃興業 株式会社
代表取締役 靱 山 祐 也 様

男鹿市長 菅 原 広 二



令和 6 年 2 月 8 日付で申請のあった一般廃棄物処理業について、男鹿市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第 32 条の規定により、次の条件を付して許可する。

1. 取扱廃棄物の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条で定める一般廃棄物

2. 取 扱 区 域

船川港、船越、脇本、五里合、他、男鹿市全域
(し尿収集運搬については、若美地区も含む)

3. 許 可 期 間

令和 6 年 4 月 1 日 ～ 令和 8 年 3 月 31 日

4. 許 可 条 件

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条の 2 第 2 項の規定による一般廃棄物の収集運搬及び処分に関する基準を遵守すること。
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 3 条)